破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３５２号
仙台市若林区五橋３丁目１番３―1115号、開始決定時の住所仙台市太白区富沢南１丁目16番地の14
破産者　佐藤　喜政
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
広島市西区打越町11番８―904号、開始決定時の住所広島市安佐南区山本５丁目30番18号
破産者　岡村　弘司
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２号
広島市西区小河内町２丁目10番２―301号
破産者　中谷久美江
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４７号
福岡市南区野間１丁目14番26―802号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区塩原４丁目６番21―108号
破産者　砂田　八郎
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４７５号
福岡市早良区原３丁目15番１―124号
破産者　小栗　京子（旧姓浦崎）
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１４号
福岡県糸島市志摩師吉672番地９
破産者　山内　敏春
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１０号
福岡県筑紫野市湯町３丁目12番６号　アルカンシェル上古賀101号、前住所福岡県筑紫野市原田２丁目３番地７
破産者　坂口　和人
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１号
沖縄県石垣市字大川302番地　池村マンション202
破産者　馬場　崇行
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第３３４号
神奈川県川崎市高津区久末686番地　第２ハウスマルシン103、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市みはる野２丁目33番６号
破産者　落合　良一
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９９号
静岡県島田市猪土居3779番地の１エクレア101号室、前住所静岡県島田市船木1882番地の28
破産者　増田　儀男
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１５号
静岡市清水区真砂町５―23　Ｄクラディア1005、住民票上の住所静岡市清水区興津東町1234番地　スルガ健康ランドはま風内
破産者　濱田　廣司
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３８号
静岡県牧之原市須々木2194番地１
破産者　鈴木　秀夫
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３９号
静岡県牧之原市須々木2194番地１
破産者　鈴木　信江
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７０号
静岡市駿河区下川原２丁目18番15号
破産者　神谷　昌道
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1766番地６
破産者　丸峯　由美（旧姓原田）
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４０５号
福岡市中央区舞鶴１丁目６番８ダイアパレスアーバンシティ天神1203、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区笹丘３丁目10番14号
破産者　宗像憲二郎
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部